

令和6年度から令和8年度までの介護保険料を決定しました

介護保険料は、人口の推移、高齢化率の状況、介護保険サービスの利用実績等を基に、今後の見込みを踏まえて 3年ごとに見直しを行うことになっています。

市では、これまでの実績等を基に、令和6年度から令和8年度までの3年間におけるサービス利用料などを見込 んだ「第9期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、65歳以上の方の介護保険料の基準月額 を、第8期計画期間と同額の5,700円 (年額68,400円) と決定しました。また、所得段階については、介護保険制 度の改正に伴い、国が示す標準段階である13段階に変更しました。

なお、令和6年度の介護保険料額は、前年の所得に基づき7月に通知します。

所得段階	介護保険料【年額】		対象者の内容
第1段階	19,494円	(基準額×0.285)	・生活保護被保護者・市民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額+年金以外の合計所得金額≦80万円
第2段階	33,174円	(基準額×0.485)	・世帯全員が市民税非課税で、 公的年金等収入額+年金以外の合計所得金額≤120万円
第3段階	46,854円	(基準額×0.685)	・世帯全員が市民税非課税 (上記以外の方)
第4段階	61,560円	(基準額×0.9)	・本人が市民税非課税、世帯に市民税課税者がいる方で、 公的年金等収入額+年金以外の合計所得金額≦80万円
第5段階	68,400円	(基準額)	• 本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方(上記以外の方)
第6段階	82,080円	(基準額×1.2)	• 本人が市民税課税 (合計所得金額が120万円未満)
第7段階	88,920円	(基準額×1.3)	• 本人が市民税課税 (合計所得金額が120万円以上210万円未満)
第8段階	102,600円	(基準額×1.5)	・本人が市民税課税 (合計所得金額が210万円以上320万円未満)
第9段階	116,280円	(基準額×1.7)	・本人が市民税課税 (合計所得金額が320万円以上420万円未満)
第10段階	129,960円	(基準額×1.9)	・本人が市民税課税 (合計所得金額が420万円以上520万円未満)
第11段階	143,640円	(基準額×2.1)	・本人が市民税課税 (合計所得金額が520万円以上620万円未満)
第12段階	157,320円	(基準額×2.3)	・本人が市民税課税 (合計所得金額が620万円以上720万円未満)
第13段階	164,160円	(基準額×2.4)	• 本人が市民税課税 (合計所得金額が720万円以上)

▶高年福祉課(☎64·3155)、衞地域振興課(☎75·0253)、衞地域振興課(☎72·2523)、衞地域振興課(☎322·1451)



ご存知ですか? 障害のある方等への手当について

障害者(児)またはその介護者の方に次の手当を支給しています。

▶地域福祉課(☎64·3204)

障害者福祉金

対象者 市内に1年以上住所を有し、次の障害者手帳を お持ちの方(障害関係施設入所者は、市が援護している 方に限る)

支給額

- 月額3,000円(身体障害者手帳1·2級、療育手帳A判定、 精神障害者保健福祉手帳1級所持者)
- •月額1,500円(身体障害者手帳3級、療育手帳B1判定、 精神障害者保健福祉手帳2級所持者)
- 月額750円 (身体障害者手帳4級、療育手帳B2判定所持者)

支給月 8月、2月

対象者 居宅で6カ月以上常時寝たきりまたはこれと同 様の状態にあり、日常生活において常時介護を必要と する65歳未満の重度の心身障害者を介護する方

※障害者が過去1年間に自立支援給付サービス(自立支援 医療費、補装具費の支給を除く)を受けている場合や、 市町村民税課税世帯の場合等、対象にならない場合が あります。

支給額 年額10万円

重度心身障害者介護手当

支給月 2月

特別障害者手当

対象者 精神または身体に著しく重度の障害があるた め、日常生活において常時特別の介護を必要とする在 宅の20歳以上の方

※社会福祉施設に入所している場合等、対象とならない場 合があります。

支給額 月額28,840円

支給月 5月、8月、11月、2月

障害児福祉手当

対象者 精神または身体に著しく重度の障害があるた め、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20 歳未満の方

※社会福祉施設に入所している場合等、対象にならない場 合があります。

支給額 月額15,690円

支給月 5月、8月、11月、2月



令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率を 決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直されます。 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援することと、後期高齢者負担率の引き上げの見直し が行われることとなりました。

「兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率」

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和6・7年度	52,791円	11.24%	80万円
令和4・5年度	50,147円	10.28%	66万円

保険料率の激変緩和措置について(令和6年度のみ適用)

制度改正による急激な増額を緩和するため、次の①または②に該当する方は、令和6年度に限り記載の料率を適用 します。

①総所得金額等(※1)から基礎控除額43万円を差し引いた額が58万円(年金収入211万円相当)以下の方

…… 所得割率 10.32%

②昭和24年3月31日までに生まれた方および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された方

…… 賦課限度額 73万円

(※1)総所得金額等とは収入額から公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費を引いた金額です。 ただし、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません。

「兵庫県の令和6年度保険料の計算方法

年間の保険料は被保険者一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を 合計します。

均等割額 所得割額 52,791円 (総所得金額等(*1)-43万円)× 所得割率11.24%(*2) 保険料額(年額)

(上限80万円)(※2)

(※1)総所得金額等とは収入額から公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費を引いた金額です。 ただし、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません。

(※2)上記「保険料率の激変緩和措置について(令和6年度のみ適用)」の①に該当する方については、所得割率は 10.32%、②に該当する方については、賦課限度額は73万円が適用されます。

保険料額の通知について 個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

「所得の低い方の軽減(令和6年度)

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の令和5年中の総所得金額等が一定の金額以下の方は、均等割額が軽減さ れます。

総所得金額等 (被保険者+世帯主) が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額 (43万円) +10万円 × (年金·給与所得者数−1)	7割 (15,837円)
基礎控除額 (43万円) +29.5万円×被保険者数 +10万円 × (年金・給与所得者数-1)	5割 (26,395円)
基礎控除額 (43万円) +54.5万円×被保険者数 +10万円 × (年金·給与所得者数-1)	2割 (42,232円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、後期 高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減され、年額26.395円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

また、被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる 場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

▶国保医療年金課(☎64·3240)、動地域振興課(☎75·0253)、動地域振興課(☎72·2523) ⑩地域振興課(☎322・1451)、兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター)(☎078・326・2021)